

自由民主党、河井克行です。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」に関連して、太田昭宏国土交通大臣、西川公也農林水産大臣、山谷えり子防災担当大臣に質問いたします。

本年8月20日に広島市安佐南区・安佐北区で同時多発した大規模土砂災害によりお亡くなりになった74名の方々とそのご家族に謹んで哀悼の意を表しますとともに、いまこの瞬間も避難所や仮住まいで将来への不安を抱えながら身を寄せ合っている被災者皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

自由民主党は、災害が発生した当日に「平成26年豪雨・台風等災害対策本部」を設け、政府と連携して、応急対策、被災地の復旧・復興対策などに全力で取り組んできました。8月27日には、「土砂災害防止法の改正を検討するプロジェクトチーム」が発足。被災地視察を踏まえ取りまとめたプロジェクトチーム座長提言案は9月25日、党国土交通部会において了承されました。改正案には、座長提言がしっかりと反映されています。今日は、改正案の確実な運用および被災地の復旧・復興について質問をいたします。

まず、都道府県が実施する基礎調査についてです。土砂災害防止法は死者・行方不明者32名を出した15年前の「6.29. 広島豪雨災害」の悲惨な教訓をもとに制定されましたが、法制定から14年が経過したにも関わらず、基礎調査完了率わずか37%に止まる広島県など、未だに土砂災害警戒区域等の指定が終わっていない都道府県が多数存在することは、立法の意図をくみとらない異常事態だと考えます。「法の定めに従っていたならば、これほど大きな被害を出さなかったのではないか」、悔やんでも悔やみきれません。太田大臣、山谷大臣の率直なご認識をお聞かせください。

法律には「基礎調査はおおむね5年ごと」と明記されて

います。今回のような悲惨な土砂災害を繰り返さないためには、基礎調査の進捗を都道府県任せにするのではなく、国が責任をもって調査の進捗状況を把握し公表する必要がありますと考えますが、早期完了に向けた太田大臣のご決意をお聞かせください。

次は、避難体制の充実・強化についてであります。避難場所及び避難経路の適切な選定を求める声が被災住民の間で高まっています。特に、犠牲者の半数近くを占める高齢者や子供の視点に立った避難体制の構築が強く求められています。安全な避難場所・避難経路の確保や、いち早く避難するための情報伝達体制の整備について、国・都道府県・市町村が連携して取り組む必要があると考えますが、どのような取り組みを行うのか、また警戒区域内に避難場所が現に多数存在する現状の打開に向けた方策を伺います。

三点目は、避難訓練の実施についてであります。自然災害は時と場所と人を選びません。誰でも被災者になる可能性がある、だからこそ日頃の避難訓練が大切なのです。適切な避難が実施されるには、実効性のある避難訓練を国、都道府県、市町村、住民等が連携して行うことが重要であり、毎年必ず一回以上行うことが必要であると考えます。毎年の避難訓練の実施に向けてどのような具体的な取り組みをお考えになっているのかお示してください。

次に、広島市北部被災地における復旧・復興対策について伺います。

国土交通省緊急災害対策派遣隊の緊急点検により、77もの溪流が危険判定を受けました。地域住民は雨が降るたびに崩れた山を見上げては、落ち着かない不安な日々を送っているのです。この地域を「国が重点的に対策を行う地域」と位置づけ、国が中心となって砂防事業な

どの安全確保対策を集中かつ緊急に実施するべきです。「いつ工事に着手し、いつ完成するのか」被災者の疑問に対し、太田大臣のご決意をお聞かせください。また、復旧・復興事業の緊急かつ円滑な推進のため、広島市北部の被災地に砂防事務所を新設し、強力な執行体制を構築すべきと考えますが、太田大臣の見解を伺います。

あわせて、被災地における治山復旧事業も早急な実施が求められています。西川大臣のご決意をお聞かせください。

あの日から二か月。「なぜ15年前の悲惨な教訓を活かせなかったのか」自問自答しながら、私は被災地を歩きつづけています。74名犠牲者の御霊に報いるため、被災者の皆様がこれからも住みつづけたいと思われるため、土砂災害防止法の改正を今国会中に成し遂げ、安全で強靱な国土をつくりあげることが、わたしたち国会議員の使命だと考えます。皆様のお力添えを心からお願い申し上げます、私の代表質問を終わります。